

社会福祉法人 阪南福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 阪南福社会(以下「当法人」という)定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

阪南市内	公共交通機関に要した費用
その他	公共交通機関に要した費用

(2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償

阪南市内	公共交通機関に要した費用
その他	公共交通機関に要した費用

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。